慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明南北国子監二十一史について
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1981
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.18 (1981.) ,p.313- 340
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	麻生太賀吉大人追悼記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000018-0313

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明南北国子監二十一史について

尾崎

康

一史などまず必要としない。れ、特別な場合でなければ、明の南京および北京国子監の二十れ、特別な場合でなければ、明の南京および北京国子監の二十さらには中華書局の点校本という便利で良いテクストに 恵まいま、わたくしたちは正史を利用するにあたって、百衲本、いま、わたくしたちは正史を利用するにあたって、百衲本、

本で歴史を学んだ、と考えて大きくは誤るまいと思われるので本で歴史を学んだ、と考えて大きくは誤るまいと思われるのであたのには較べようもない。つまり、明清の士人の多くは南監ねたのには較べようもない。つまり、明清の士人の多くは南監な印行されたであろうが、南監本が新雕されるのと前後して、北監でともに清代にかけて数度に補修を行っているから、相当の部数ともに清代にかけて数度に補修を行っているから、相当の部数ともに清代にかけて数度に補修を重ねたのには較べようもない。つまり、明初から万暦初年にかけては、史記など需要の多いしかし、明初から万暦初年にかけては、史記など需要の多いしかし、明初から万暦初年にかけては、史記など需要の多いしかし、明初から万暦初年にかけては、史記など需要の多い

補刻のうちにそれが倍加し、さらに版木が壊れたか失われたかところが、この本はもともと誤字脱字が多く、たびかさなる

づいて補刻しながら用いたから、それはいよいよ甚しく、一葉たためか、万暦中に南監では改雕されないで、元刊本を引きつで欠葉も少くない。なかでも晋書と唐書は、巻数冊数が多かっ

違うほどに、体裁まですこぶる不揃いである。 ごとに字様はもとより、匡郭の大きさが見開きの左右でだいぶ

それを貴重なテクストとして、当時の士人は苦心して読んだ

けて一三○巻四○冊を精読している。 三年(一六三○)七月に支研(硎)山僦舎において、五年余をか名はわからないが、天啓乙丑(五年・一六二五)仲春から崇禎文字に校語を按じつつ、二○数箇所にある読識語によれば、氏文字に校語を按じつつ、二○数箇所にある読識語によれば、氏文字に校語を接じわたって朱句点・圏点・傍点を施し、不審ののであろう。たとえば京都大学文学部蔵の二十一史の晋書にみのであろう。たとえば京都大学文学部蔵の二十一史の晋書にみ

るところである。 史記と両漢書の三史は当然 読まれたで あろ余年にもわたって閲読した二十二史の大半が、内閣文庫の蔵すこれは江戸期のわが国でも同様で、林家第二代の鵞峯が一〇

でいるからそれが通読期間であろうが、この四史が現存しないているからそれが通読期間であろうが、この四史が現存しないているからそれが通読期間であろうが、この四史が現存しないているからそれが通読期間であろうが、この四史が現存しないているからまでである。 教巻ごとに巻末に読識語があるほかに、各史したものである。 教巻ごとに巻末に読識語があるほかに、各史したものである。 南監本は万暦新雕の原刻本が多く、元刊本や明に纒めている。 南監本は万暦新雕の原刻本が多く、元刊本や明に纒めている。 南監本は万暦新雕の原刻本が多く、元刊本や明に纒めている。 南監本は万暦前であるが、大葉や破損の箇所もあり、朱句比較的ましな本ではあるが、大葉や破損の箇所もあり、朱句比較的ましな本ではあるが、大葉や破損の箇所もあり、朱句比較的ましな本ではあるが、大葉や破損の箇所もあり、朱句比較的ましな本ではあるが、大葉や破損の箇所もあり、大力とで表示している。

と思う。
と思う。
と思う。
と思う。
といって、南監の二十一史について記述しておきたいるでする。これらについて広く調査する機会を得、いま一通りる。北監本はそれよりかなり少いが、原刻本、両度の補刻本と国でも著名な図書館・文庫には多少とも蔵されるところである。北監本はでは、対が、原営本の現存するものは相当な数になり、わが

南監嘉靖以前

れに至る経過を概観しておこう。 嘉靖一一年(一五三二)が始めであると考えられるが、まずそ明の南京国子監で二十一史を整えて印行したのは、おそらく

正史に限らずいわゆる南監本は、南宋の官刊本が徐々に臨安

北斉書 西湖書院と改められ、その版木も引継がれて保管され、印行、 并纂誤」の順に挙げられている。 記 中字史記 四部にわたって一二〇余の書が著録されるが、正史は「大字史 目記をあわせのせる元西湖書院重整書目(松鄰叢書甲編)には また補修された。泰定元年(一三二四)朱鈞の西湖書院重整書 の国子監に集められていたものと思われるが、元代にはそこが 宋書 史記正義 陳書 梁書 東漢書 周書 西漢書 三国志 後魏書……新唐書 南斉書 五代史

大字史記と両漢書は南宋前期両淮江東転運司刊本かと推測す大字史記と両漢書は南宋前期両淮江東転運司刊本かと推測すい。新唐書と五代史も、五代史纂誤を伴うだけに、南宋紹興ない。新唐書と五代史も、五代史纂誤を伴うだけに、南宋紹興ない。新唐書と五代史も、五代史纂誤を伴うだけに、南宋紹興ない。新唐書と五代史も、五代史纂誤を伴うだけに、南宋紹興ない。新唐書と五代史も、五代史纂誤を伴うだけに、南宋紹興ない。新唐書と五代史も、五代史纂誤を受けていることで、徳ごろに同じグループの刻工による補修を受けていることは疑いた。

ことになる。 新志から明の万暦初までの南監ではこれら元刊本が用いられるしている。この四史と唐書・五代史記とは、おそらく次の金陵儒学刊の十史などの元刊本が未だに収集されていないことを示ー方、晋書・隋書・南北史がみえないのは、大徳中刊の九路

が集慶路と改められたこの路の儒学に引継がれ、ここで建康路西湖書院の版木類はその後、天暦二年(一三二八)に建康路

めてほぼ備えたとし、注に「十七史書板計紙二万三千張」との静嘉堂文庫蔵)巻九学校の条に、兵火で散失した四部の書を集る。至正四年(一三四四)集慶路儒学刊の金陵新志(一五巻・儒学刊の唐書を含む九路本などが新たに加えられ たと 思われ

総計に続けて、

前漢 二七七五 南史 一七七三 五代史七七三史記 一八一九 晋書 二九六五 唐書 四九八一

後漢 二二六六 北史 二七二一

三国志一二九六 隋書 一七三一

で、それがこの三史の元刊本を稀覯にしたのであろう。

刻されていた宋史・遼史・金史はここに収められなかったよう
一〇史で二三、〇四〇になってしまうが、後の明の南雍志にあ
一〇史で二三、〇四〇になってしまうが、後の明の南雍志にあ
に掲げている。一七史とはいっても南北朝七史がみえず、このと丁数を挙げ、さらに史部と集部の書を主に一六書ほどを同様

R - C、 単では、洪武の号を称える三年前の乙巳の年(一三六五)明朝では、洪武の号を称える三年前の乙巳の年(一三八一)に鶏鳴山南麓の古台城内に国子監が二。)、一四年(一三八一)に鶏鳴山南麓の古台城内に国子監が上、一四年(一三八一)に鶏鳴山南麓の古台城内に国学監が上、東江の号を称える三年前の乙巳の年(一三六五)明朝では、洪武の号を称える三年前の乙巳の年(一三六五)

蔵書板。……今国子監所蔵旧書板多残欠、其令諸儒考補、(洪武十五年)冬十一月壬戌、 上命礼部官、 修治国子監旧

命工部督匠修治之、庶有資于学者。

ごとに痛みが増したという。 武・永楽のときに修補したが、版面の破損が進んでいて、刷るとあることによって明らかである。巻一八経籍 考下 にも、洪

酒呉節によって史記集解が刊行されたという。これにはいろい賀次君 史記書録によれば、景泰四年(一四五三)に南監で祭

のものであろう。れば、既刊の「中字本」の補刻を行ない、それが完成したときれば、既刊の「中字本」の補刻を行ない、それが完成したときるな疑点があるものの、それを示す呉節の序の存在が事実であ

学刊の唐書に成化一八年の修葉がある。唐書にはついで弘治三七四)の補刊年記のあるものがあり、正史では元大徳建康路儒献通考や至治二年福州三山郡学刊の通志には成化一○年(一四文献通考などを補修したというが、元泰定元年西湖書院刊の文文献通考などを補修したというが、元泰定元年西湖書院刊の文経籍志下にはさらに、成化初に至って祭酒王傾らが努力して

一〇年の補刊記がみえる。であろう。そのほか、元刊の晋書と饒州路儒学刊の隋書に正徳であろう。そのほか、元刊の晋書と饒州路儒学刊の隋書に正徳書引)に「監本刻於弘治之初」というのは、このことを指すの葉がある。万暦二二年に新刊の宋書の司業季道統の序(重刻宋

年(一四九〇)の補刊記があり、三朝本の宋書にも同四年の修

このころには南監にもたらされた形跡がなく、それより早く元六年の総督両広軍務朱英の序をもって刊行されているが、まだほとんど残っていない。後に二十一史に含まれる宋史は成化一つ、折にふれ印行していたかと思われるが、このころの印本はこのように明代の前半の南監では、正史はわずかに修補しつ

なり疑わしい。 ら、この時期に二十一史として印行されることがあったとはから、この時期に二十一史として印行されることがあったとはか原刻本は元末至正刊の遼史、金史ともほとんど 伝存し ない か史が洪武三年におそらくそのお膝下で刊刻されていたが、その

に、史記を欠いた二十一史を次のように掲げる。年間官書として「大誥十二本」以下、多数の書を列挙するなか十一史が姿を現しているからである。南雍志経籍志上は、天順十一史が姿を現しているからである。南雍志経籍

晋 書 三十本 三套 隋 書 二十本 二套三国志 十五本 一套 北 史 三十本 二套前漢書 二十四本二套 南 史 二十本 二套前漢書 二十六本二套 後周書 十本 一套

南斉書 十二本 一套 五代史 十本 一套前宋書 三十本 三套 唐書 五十本 五套

書 十本 一套 宋 史 一百本 十套

に割注が続く。 史記がどこへ行ったのか疑問であるが、そのあとに次のより 北斉書 八本 一套 元 史 五十本 五套

一史○広業堂二十一史○以上六堂各有大櫃貯之、其装釘冊二十一史○誠心堂二十一史○正義堂二十一史○崇志堂二十凡五十二套、貯在彝倫堂大櫃内○率性堂二十一史○修道堂以上二十一史、皆藍綾殼藍綾套牙籤錦帯、共計五百四十本

二十一史のおそらくは相当な善本がこの部・冊数の七組、数俱同、七処総計一百四十七部三千七百八十本。

本な装訂をもって宮内の七堂に備わっていたということであるであることが推測されるのである。との注は、少くとも縁倫堂本がこれ以前の印本であることを示していよう。後に触れるが、この二十一史の各本はむろんを示していよう。後に触れるが、この二十一史の各本はむろんを示していよう。後に触れるが、この二十一史の各本はむろんを示していよう。後に触れるが、この二十一史の各本はむろんを示していよう。後に触れるが、との二十一史の各本はむろんを示している。

新印と誤解させがちなのであって、近年新印はこの南雍志の編「則近年請於工部新印二十一史而已」と続くから、天順官書を実は「天順年間官書」の前に彝倫堂および六堂云々といい、

南監本二十一史の成立(嘉靖版)

まれた嘉靖一○年代にとっての新印の意である。

刊刻補刻について略述するが、前節に触れた弘治・正徳までが、一四五〇一六)南京国子監でのとの経籍考の下篇は梓刻本末として明以来の南京国子監でのら、四庫全書総目提要巻八〇)。 (四庫全書総目提要巻八〇)。 (四庫全書総目提要巻八〇)。 すでにいく度か引用しているが、南雍志二四巻は、景泰中すでにいく度か引用しているが、南雍志二四巻は、景泰中すでにいく度か引用しているが、南雍志二四巻は、景泰中

ごくわずかであるのに、嘉靖七年(一五二八)に至って次のよ うに詳記している。

以祭酒張邦奇・司業江汝璧、博学有聞、才猷亦裕、行文、 嘉靖七年、錦衣衛間住千戸沈麟、奏准校勘史書。 礼部議

差人取付、該監一体校補。遼金二史原無板者、購求善本、 取七百両、発本監、将原板刊補。其広東布政司原刻宋史、 使遂一攷対修補、以備伝布。於順天府収貯、変売養寺銀

於是、邦奇等奏称。史記前後漢書、残欠糢糊、原板脆薄、 翻刻以成全史。完日通印、進呈以験労績。 制日、可。

費、不在数內。其余十五史、費用尚多。合於本監師生折乾 刊刻、共該用工価、銀一千一百七十五両四銭七分、刷印等 剜補随即脱落、莫若重刊。又於吳下、購得遼金二史、亦行

成」ったとしている。

すなわち、このとき南京国子監二十一史が成立したのであ 星、継之。乃克進呈。然多有遺脱、不如新刻之精緻也。 魚銀、寄貯南京戸部、羨余銀内、動支一千八百両、以給費 已而邦奇・汝璧、 陞遷去任。 祭酒林文俊・司業張

る。また、刊刻の費用やその調達法なども興味を惹くが、ここ

史記中字 史記大字一三〇巻 七〇巻 完計二二三五面 欠者 二一九面存者一六〇〇面 見金陵新志集慶路儒学梓 嘉靖七年刊

漢 書一〇〇巻 完 二七七五面 集慶路儒学梓 嘉靖七年重刊

史記小字

七〇巻

存者一一六〇面

したこと、その他の一五史についても、遼金史新雕以上の費用 取寄せ、遼金史は呉下でおそらく元刊本を入手してそれを翻刻 て残欠糢糊、原板脆薄の三史を改雕し、宋史の版木を広東から ではまず嘉靖七年当時、宋遼金史が南監になかったこと、そし

をかけて補修したことが明らかである。 顧炎武は日知録巻一八の監本二十一史の項に、右のことを

嘉靖初、南京国子監祭酒張邦奇等、請校刻史書、欲差官購索

と礼部の態度をも含めて簡潔に記し、これらが「十一年七月 民間古本。部議恐滋煩擾。上命将監中十七史旧板、考対修 補。仍取広東宋史板付監、遼金二史無板者、購求善本翻刻。

ついて注記した。 段のがそれで、各史の内容などを一般的に説明するところは略 史類のうちにこれら二十一史を次に表示するように掲げる。上 し、三格を低した下段には現在 推定できる範囲でその版本 類に分たれて著録され、版木の数まで示されているが、第四の

明 嘉靖 南京国子監刊

元

大徳間

饒州路儒学刊

明初修

明 嘉靖九年 南京国子監刊

元

大徳九年

太平路儒学刊

明初修

— 317 **—**

南雅志経籍考には続けて、梅騫によって南監所在の全書が九

北 퍕 魏 梁 唐 南 廥 後 北 陳 南 宋 三 後 吝 漢 周 斉 玉 釈音 二五巻 史一 史 書 書 書 書 書 書 書 志 書 書一〇〇巻 書一三〇巻 一二〇巻 一〇〇巻 二四 三六巻 八〇巻 八五 五〇 五〇巻 五六巻 六五 五 九 巻 巻 * 巻 巻 欠 四五面 存者二六七六面 共完并 五二 欠存 者者 欠存 者 欠存 者 欠存 者 失 八五面八五面 欠 一三〇面 欠 三七面 失者 三面 欠 三面 欠 二面 失者 一三面 計 欠者 六面 一二九六面 八七二 五面 七〇四面 九六七面 三面 五四八八 五二面 面面 集慶路儒学梓 集慶路儒学梓 集慶路儒学梓 集慶路儒学梓 集慶路儒学梓 集慶路儒学梓 集慶路儒学梓 嘉靖七年 重刊 元 元 元 元 同 同 同 同 同 同 元 元 元 明 南宋前期 南宋初期 大徳九年 大徳間 大徳間 大徳間 大徳一〇年池州路儒学刊 右 右 右 右 右 大徳九年 右 嘉靖九年 建康路儒学刊 信州路儒学刊 杭州刊 衢州刊 寧国路儒学刊 広徳路儒学刊 饒州路儒学刊 浙江刊(一〇行二〇字本) 南京国子監刊 南宋中 南宋中期・元・明初逓修 明初修 明初修 明初修 明初修 明初修 期・元・明初逓修

五 代 史 七五巻 完計 七六三面 集慶路儒学梓 明 元 大徳間 成化一六年総督両広軍務朱英刊 (九路) 儒学刊 明修

史四九一 失者 一二七面製板二〇四三好板七七〇四面

宋

史一三五巻 史一一五巻 失完 者計 完計二三九八面 三五面三面 嘉靖七年刊

潦

金

史二〇二巻

完計四四七五面 同 右

を万暦二十一史と呼んでもよかろう。 る。この意味でいま述べているものを嘉靖二十一史、次のもの で、大規模な改版の事業が行われて一四史の万暦刊本が生れ、 して万暦二年の史記に始って同二五年の宋書・魏書に至るま るが、他の一八史にはあまりその間の補刻葉がみられない。そ 唐書が三七年に補修されたことが版心の補刊年記に明らかであ 一方、晋書と唐書を除いて宋元刊本は姿を消し、面目を一新す この二十一史は、その後、宋史が嘉靖三五・三六年、

にもたらされていたものである。版心の上象鼻にしばしば嘉靖 であって、元の西湖書院を経て、至正金陵新志ですでに建康路 は三国志・南北朝七史の宋刊宋元明逓修のいわゆる三朝本 大別して四系統の版木の集成である。

このようにして二十一史が整えられたのであるが、これらは

八・九・一〇・一二年の補刊記が刻されている。 二は「集慶路儒学梓」とある元の九路儒学刊またはそれに進

明 嘉靖八年 南京国子監刊

明 洪武三年序刊

ずる元刊本で、

金陵新志以後、

建康道粛政廉訪使によって各路

じいが、史記・両漢書の三史は新雕の嘉靖刊本が二十一史に用 からここに集められ、明の南監に引継がれた。補刊記は一に同 いられたらしく、九路本の方は伝本も少く嘉靖年間に印行され

た形跡がない。 三は明初の刊本で、元史は本来この地で刊刻されたものであ

ろうが、宋史は広東から版木を取寄せている

刊年によれば、この両史が嘉靖八年、史記両漢書は九年ないし 遼金史から着手されたらしく、現存本の版心上象鼻に記される の漫漶の甚しいものと、遼金史のようにそれの失われてしまっ 注者の銜名の次行に 「大明南京国子監祭酒臣張邦奇司業臣江汝鑒 は一二年に及んだ。いずれも字様が似、毎巻の首題および撰 ていたものとがある。南雍志ではすべて嘉靖七年刊とあるが、 四はこの時に新雕したもので、史記以下のように在庫の版木

奉/旨校刊」の二行を掲げ版心上象鼻の線黒口の右半にその年

張邦奇に代った祭酒の林文俊から表進されたが、ごく数葉は翌はある。一応の完成が顧炎武のいうように一一年七月に至り、二○字、三史が四周双辺・一○行・二一字と行格に多少の相違記が刻される。ただし、遼金史が左右双辺・毎半葉一○行・行

年に手直しされたのであろう。

が、次のことで明らかである。 元中 建安 黄善夫・劉元起刊本の系統の本を底本としたこと このとき新雕された史記・前漢書・後漢書の三史は、南宋慶 じて適用されることである。

条の删略がある。

監で二度も改雕されたから、その二本に北監本を含めて別に詳は黄善夫本と一致する。これらについては、史記は万暦中に南その三注の四分の一ほどをも删略するが、その残存するところ史記は黄善夫本に始った集解・索隠・正義の三注合刻本で、

述する。

る。この南監本の両漢書にも、多少の省略はあるものの、それうにいって、宋祁・劉攽・朱子文ら宋人の注釈が加えられてい参校手所是正及諸家弁疑並他古注之末」(前漢書巻一上)のよ両漢書は、黄善夫・劉元起本では巻末に「右宋景文公以諸本

がほぼそのまま継承されているのである。

両漢書の三史が少く、当初から二十一史として完存するものは一○部前後が数えられるものの、意外なことに嘉靖新刊の史記嘉靖二十一史の伝本はけっして珍しくなく、各史それぞれに

て、百衲本二十四史の七史と南北史と隋書にもしばしばそれが本の大半は、嘉靖八・九・一〇・一二年等の補刻葉を含んでい(いわゆる眉山七史)、南北史・隋書・五代史記の元九路儒学刊まず、現存の三国志の南宋衢州刊本、南北朝七史の南宋刊本

を教えると、梁書が七部ほどとやや少いが、宋書・南斉書が約刊・修をかなり明確に記しているので、これらによって現存本館の善本書目や江蘇省立国学図書館図書総目(一九三五年)もはの善本書目や江蘇省立国学図書館図書総目(一九三五年)もと思われる。これら宋元刊本は、わが国と台湾所在のものはほとえる。すなわち、これらは嘉靖二十一史の一部であったもの見える。すなわち、これらは嘉靖二十一史の一部であったもの

一〇部、他は一五部ほどもあろう。

元刊の晋書と唐書、明初刊の宋史と元史のように引続いて万西内の現存本が前漢書と遼・金史が各七部、後漢書が最少でり国内の現存本が前漢書と遼・金史が各七部とを数える。嘉靖刊あり、宋史と元史は国内だけで四部と七部とを数える。嘉靖刊あり、宋史と元史は国内だけで四部と七部とを数える。嘉靖刊あり、宋史と元史は国内だけで四部と七部とを数える。嘉靖刊あり、宋史と元史は国内に領繁に行われたもの両漢書と遼・金史が各七部、後漢書が最少で国内の現存本が前漢書と遼・金史が各七部、後漢書が最少で国内の現存本が前漢書と遼・金史が各七部、後漢書が最少で国内の現存本が前漢書と遼・金史が各七部、後漢書と別名の表表が、

> 監二十一史の終焉の記事との混同である。 といって焼失を仄めかしもせず、「其板嘉慶間燬於火」との南といって焼失を仄めかしもせず、「其板嘉慶間燬於火」との常に長池目録初編 に「其版嘉靖間燬於火」とあり、その故に伝本が少月録初編 に「其版嘉靖間燬於火」とあり、その故に伝本が少月録初編 に「其版嘉靖間と於火」とあり、その故に伝本が少月録初編に近唐虞三代之徳の諸印も録されている(巻代両漢之書不敢観上述唐虞三代之徳の諸印も録されている(巻

深い。の印本が半分あるというのは、次のことと考えあわせると興味の印本が半分あるというのは、次のことと考えあわせると興味が、いま挙げたこの三史の現存本もまさに半々である。前半期れていて、これは嘉靖二十一史をちょうど二分する時期になるれていて、これは嘉靖二十一史をちょうど二分する時期になるこのうち、晋書・唐書・宋史は嘉靖三五・六・七年に補修さ

てきたものに、宮内庁書陵部の鈞龍家旧蔵本、蓬左文庫本、内そのなかで、ある時期から比較的整った形でいずれかに蔵されもおそらく当初からその体裁を整えていたものではあるまい。伝えられていて、ごく一部が二十一史と称されているが、これにの各本は現在ほとんど二十一史としてではなく個別に

閣文庫の明の平泉鄭氏と寛永寺勧学寮の旧蔵本がある。

っているが、遼史が万暦三四年の北監本である。そして、題簽のの宋元刊本をほぼ擁し、明初、および嘉靖刊本もほとんど揃博 家蔵」印を擦し、すべて双郭の中に「二十一史」と刷った薄博 家蔵」印を擦し、すべて双郭の中に「二十一史」と刷った薄書を部本は、二組ある南監二十一史の一で、史記を欠くが、書陵部本は、二組ある南監二十一史の一で、史記を欠くが、

たに作られたもののようである。そのころ遼史だけが欠けていたに作られたもののようである。そのころ遼史だけが欠けていたに作られたもののようである。そのころ遼史だけが欠けていたを取寄せたのかは不明であるが、大半の南監本については比のを取寄せたのかは不明であるが、大半の南監本については比のを取寄せたのかは不明であるが、大半の南監本については比のを取寄せたのかは不明であるが、大半の南監本については比のを取寄せたのかは不明であるが、大半の南監本については比のを取寄せたのかは不明であるが、大半の南監本については比の手書などの一部に万暦本が混り、晋書巻六六~六九の一冊が万暦一にごく数葉の万暦本が混り、晋書巻六六~六九の一冊が万暦一にごく数葉の万暦本が混り、晋書巻六六~六九の一冊が万暦一にごく数葉の万暦本が混り、晋書巻六六~六九の一冊が万暦一にごく数葉の万暦本が混り、晋書巻六六~六九の一冊が万暦一にごく数葉の万暦本が混り、晋書巻六六~六九の一冊が万暦一にごく数葉の万暦本が混り、晋書巻六六~六九の一冊が万暦一にごく数葉の一部に万暦本を匡郭のところで切って粘付けてあるが万暦四四年まで、また崇禎七年までの後修本であり、記すと記述は対象する。

ったはずのものであるが、漢書は全巻を欠き、晋書は首三〇巻晋書とともに同年の修葉がある。この官銜は漢書と晋書にもあされることになるものと、引続いて万暦二十一史にも用いられるのとがあるが、後者への補刻は、唐書・宋史・遼史に同四~六年のものがわずかに行われているほか、後漢書の巻首に四~六年以降になる。嘉靖版には、万暦新版に代えられて廃刻は一六年以降になる。嘉靖版には、万暦新版に代えられて廃刻は一六年以降になる。嘉靖版には、万暦新版に代えられて廃

一の例外として、魏書(欠巻一~五九)の巻一〇九第一二葉にしいものは、宋史の一五年と唐書の一七年である。さらに、唯

を失っていて、いまは存しない。そして、版心の補刊年記の新

以上のことは年表風の次の万暦二十一史の一覧表(三二四頁)でもこの蓬左文庫本以外に存在を知らない。

嘉靖版の宋元刊本のこのときの補修は他に例を見ないし、魏書

一六年の補刻が加えられているのである。まもなく廃版になる

延びたのか、一七年修の唐書を含む蓬左文庫本にはまだ用いら書・周書は全葉「万曆十六年刊」の刊記を持つが、刊行は少々書・周書から再開して、二五年までに一一史を出して終る。陳

以後、継続版への補修だけで一○年ほども中断し、一六年の陳

にあてはめると明瞭であるが、万暦版の刊刻は梁書と五代史記

後の数年間に印行されたことが明らかである。る。すなわち、蓬左文庫の二十一史は万暦一七年、またはその

れず、後続の北斉書や南斉書とともに宋刊三朝本が入ってい

なお、この二十一史は、史記・前漢書・三国志の全巻のほ

梁書と五代史記が万暦五年刊の新版である。史記も同三年の刊

さにその通りでよいことをすでに述べたわけである。 なにその通りでよいことをすでに述べたわけである。 なにその通りでよいことをすでに述べたわけである。 表紙裏あるいは遊び紙に粘られた紙片の「瑞竜いと思われる。表紙裏あるいは遊び紙に粘られた紙片の「瑞竜(4) 万暦版/梁書十冊」等の墨書も、嘉靖版(北史)、成化院様 万暦版/梁書十冊」等の墨書も、嘉靖版(北史)、成化院様 万暦版/梁書十冊」等の墨書も、嘉靖版(北史)、成化院様 万暦版/梁書十冊」等の墨書も、嘉靖版(北史)、成化院幕・ 下暦・ 末史・元史にもか、晋書・南斉書・魏書・隋書・北史・唐書・宋史・元史にもか、晋書・南斉書・魏書・隋書・北史・唐書・宋史・元史にもか、明本は「本社」、「本社」に表している。

で、万暦刊本は鄭氏の印章が異る。で、万暦刊本は鄭氏の印章が異る。をだし、現在は南斉書が欠け、両漢書が嘉靖中の刊本かろう。ただし、現在は南斉書が欠け、両漢書が嘉靖中の刊本かろう。ただし、現在は南斉書が欠け、両漢書が嘉靖中の刊本の、万暦刊本は鄭氏・寛永寺勧学寮旧蔵本は、いまは個々にで、万暦刊本は鄭氏の印章が異る。

の鄭氏にして当時において嘉靖二十一史を完備できず、この両と思われる。 長兄の履淳も明史に伝をもつが(巻二一五)、こ暁伝)のものであろうし、この識語も晩年の暁の筆になるもの時伝)のものであろうし、この識語も晩年の暁の筆になるもの難伝と「三に伝があり、刑部郎中等を歴任したが、冊首の大司寇経巻一三に伝があり、刑部郎中等を歴任したが、冊首の大司寇

漢書を含めた形で愛蔵されていたのである。

東記・梁書・五代史記は万暦五年までの南監刊本で、五代史 と、当時すでに欠本を生じていたか、名門の鄭氏にして購 ある。蔵印は嘉靖本よりぐっと小型になり、わずかに刊行の早 かと記が「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 史記は「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 東記は「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 東記は「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 東記は「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 東記は「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 東記は「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 東記は「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 東記は「平」「泉」「参軍/大夫」「青官/侍御」である。なお、 東記は「平」「泉」「参軍)「浪響・五代史 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に「武州東叡山/勧学寮文庫」「浅 本に、五代史 本に、

年に取合されたもののようである。が、他はほとんど万暦版で、蔵印もそれぞれに異り、やはり後が、他はほとんど万暦版で、蔵印もそれぞれに異り、やはり後旧蔵の南監二十一史はせっかく史記の嘉靖九年刊本から始る江蘇省立国学図書館図書総目(民国二五年序刊)著録の丁丙

得時に二十一史を揃えられなかったことの一例であろう。

南監万曆二十一史

万暦二十一史の開雕は、同二年(一五七四)の史記からであ

がよろしくないから司業の周子義と修正に努めたということを 丁、五年の司業周子義の序も、梁書について記すばかりで、 としない。まして、二十一史を改版しようとする意図や構想に 縷々述べるばかりで、 不可読、 る。 ついて触れるところはまったくない。次の梁書の四 余有丁の序がある。 その刊行は翌年になったが、史記の諸序の末に国子監祭酒 余病之、 将他梓人……」に始って、あとは先人の伝注 しかし、 史記以外についてはまったく言及しよう それは「国学故蔵史記久、 年の余 乃曼鴻 有

ぼ同様である。

除く全史に序文が付いているが、いずれもその史がもっとも痛 掲げるように相次ぎ、 年に至って再開し、 旧嘉靖版の晋書・唐書・宋史などの大冊を補刻している。 もみえて、前節の嘉靖二十一史の蓬左文庫本のところで触れた んでいるといい、 る大事業を企画しておらず、漫漶が甚しくて需要の多い このことは、 同じくあまり巻数の多くないものを個々に刊刻したらしく 五年に五代史記を出したあと一〇年余も中断し、その間 あるいは当時また万暦二十一史を新たに開雕す その校正の困難を訴える類のもので、とくに 陳書・周書・北斉書から着手して、次表に 計一四史に及んだ。このうち五代史記を もの 一六

引継がれて、この期に補刻が行われたものは一格低げて掲示し 万暦中に新たに刊刻されたのは次のものである。 嘉靖版から

Ξ 史 隋 取りあげるほどのものはない

た

五代史記 二 三 万曆 __ Ξ 四 Ŧ. 年刊 五. 余有丁 余有丁 祭酒 周子義 周子義 周子義 司業

四

補刻

史

北 周 陳 金 後漢書 前漢書 晋 宋 遼 斉 書 史 史 吏 六 六 六 四 四 $\overline{0}$ 0 六 " " " " " " " 七 趙用賢 趙用賢 趙用賢 高啓愚 高啓愚

> 瑊 瑊 瑊

国 斉 書 志 記 書 史 史 九七 八六 二一— 一九七 \equiv 七 八 張趙用賢 張州 建 馮夢禎 陸可教 鄧以讚 張一桂 黄汝良 黄汝良 馮夢禎 劉応秋 張一 余孟麟 季道統 張 桂 桂

南

南

北

余孟

麟

宋 馮 夢 禎 教

枚数のためであろう。 が、これも見送られたのは約一万・四五○○というその版木の 交替したが、晋書の三一五○、唐書の四八○○と版木の多いも で三朝本と称された宋刊本がすべて姿を消し、元刊本も過半が 内訳は元刊本が二、明初刊本が二、嘉靖刊本が四である。これ 金史・元史の八史で、いずれも嘉靖二十一史の継続となるが、 されなかったのが前漢書・後漢書・晋書・唐書・宋史・遼史・ のが残された。明初刊本の宋史・元史もかなり痛んできていた とについては嘉靖本・北監本も含めて別に述べる。一方、 史記が再度にわたって刊刻されたのは異例であるが、このこ 三五 馮夢禎 黄汝良

うな場合もある。このように完全に一定の規格に整えられては ど、みずから熱心に校正に当った祭酒が校了の日付を刻するよ せる。字体も明朝体と写刻体の二様があり、三国志の馮夢禎な 辺・一二行・二三字と異る。しかも三国志は、注文を他の各史 書が左右双辺・一〇行・二一字となり、三国志だけが左右双 行・一八字にはぼ統一されているが、その終りの方で史記と魏 わゆる北宋咸平刊呉書のように改行、低一格して大字のまま載 のように小字双行に割って本文の間に挿入することをせず、い 辺・毎半葉一〇行・行二一字、第二期の陳書以下が双辺 万暦新刊本の行格は、当初の史記・梁書・五代史記が四周双

V١

ないが、嘉靖本と同様に、首題、撰・注者名の次行に各一行

この三国志はいまはわずか五巻の端本であるが、南監で嘉靖

明示する。前の表の刊年と祭酒・司業の氏名はだいたいこれに げ、版心上象鼻に刊年を刻すことによって南監本であることを をとって「大(皇)明南京国子監祭酒」および司業の銜名を掲

図書館に伝えられている。馮夢禎の校した三国志のうちの魏志 よっている。 ところで、この万暦二十一史刊刻の祭の校合本の一部が上海

いう。中国研究月報三六七号(一九七八年九月号・特集中国の 中団が一九七八年六月六日に同館を訪れたときに供覧されたと 九五七年)に著録されていないが、全国図書館職員友好の翼訪 期衢州刊 至嘉靖一〇年逓修本である。上海図書館善本書目(一 巻一・二・六~八の五巻 二冊で、嘉靖二十一史の一の南宋初

三国志 存魏志五巻 巻一至二・六至八 横山弘氏 二冊 記録・ 図書館)

に所載の同館の専選陳列目録に、

VII

校本として、

宋刻元明逓修 嘉靖十年印本

夢禎」とほぼそのまま、 とある。文帝紀末の馮夢禎の識語は、「丙申正月二十七日校完」 「万暦丙申正月十九日校文帝紀/夢禎」藍墨手筆 魏文帝紀巻末有「南京国子監蔵書記」八字陽刻朱長方印 此本経馮夢禎手校。 ,乾隆癸巳十一月初三至四日校完/清谿」 朱墨手筆 (明馮夢禎校刻南監底本 後南監重刻三国志、即以此本為底本

時の南監でこの衢州本以外の宋元刊本をどれだけ校訂に利用で **ら衢州本が万暦版の底本とされたのは当然である。しかし、** れるだけであるが、この本の校語はぜひとも見たいものであ きたものか、南雍志経籍考では七堂にあった二十一史が挙げら おそらくその直前まで刷りつづけたであろ

一〇年まで補修し、

に大字のまま改行低格して掲げた理由を窺いしれないかと願う してきているものを、 それとともに、衢州本でさえ注を本文の間に小字双行で挿入 いまさら馮夢禎がいわゆる咸平本のよう

であったと思われる。 もあったであろうが、二十一史として登場したのは二六年以後 が入っていたように、完成したものから随時 印行される こと 嘉靖版を主とする蓬左文庫の二十一史に万暦の梁書と五代史

暦二一年刊の北史に伝一四第五・六葉、伝七一第一三・一四葉 嘉靖三四年以前印本であるほかはすべて同時の印であると思わ となっている。 本と内閣文庫楓山文庫本の北史では、この四葉が万暦二六年刊 が欠葉となっている。ところが、都立中央図書館の川田氏旧蔵 清刊の明史を含むなど半分近くは他本が取合されているが、 としつつも、嘉靖版の万暦以前の印本・北監本その他の明版・ 内閣文庫蔵の中原職忠旧蔵二十二史六六九冊は、 両漢書・唐書・金史・元史に同じ二六年の修葉があり、唐 都立本は二十一史であるが、宋史がより善本の 万暦版を主 万

> ないのではないかと考えるのである 二六ないし二九年に再整備したりえで世に送ったとみて誤りが えたあと、嘉靖版以来の旧刊本を一部に含めた新二十一史を、 存することも合わせて推すと、二五年に魏書をもって新雕を終 六年の間の、都立本と楓山本は二十一史としてその後の印本と いては都立本と違わない。すなわち、中原本の北史は二一~二 二十一史を構成していたもので、万暦二六年の補修の状況に 本をもって補っているものの、他は装訂も同じくして明らか 二十一史を称していないが、宋史を欠き、元史は至雍正七年修 書のは二九年に及ぶ。内閣文庫本も、いまは分散して架蔵され いうことである。そこで後者がほぼ全二十一史を備えて二部も

刷られたと思われる。しかしそれだけ漫漶は進み、天啓二・三・ にごく部分的に補修が重ねられたが、調査した範囲でもこの間 の印本が各々一○部ほどが伝えられているから、相当の部数が その後、 万暦中には唐書・宋史・元史など元・明初刊本を主

修二十一史のようである。 三個」という。京都大学付属図書館(四二三冊)と同文学部(五 四四名の天啓三年重修刻の官銜が掲げられ、元史にも目録に次 四年(一六二二~四)にかなり大がかりな補修事業を行うこと 月・一二月の舛向居士による補写葉が一○葉ほどもあるが、宋 六九冊)蔵本は、 後漢書小叙、司業葉燦の重修後漢書題辞があり、両名以下、 になった。後漢書の首に、天啓三年の国子監祭酒黄儒炳の重修 いで一四名の官銜があり、「其新刻過字三十八万五千九百七十 後修本などを寄せているが、その過半は天啓 文学部本の宋史に、天啓五年一一

史は至万暦二八年逓修本、 天啓修本ではない。 すなわち同三四年以前の印本であっ

「唐学士李延寿撰 葉ながら後漢書にある(伝六九上第五葉)。 の弘光元年(清順治二年・一六四五)の補刻葉さえ、 い。北京が陥れられると福王弘光帝が南京に擁立されたが、そ 禍を免れたから、 衮、一一年は祭酒王錫衮・司業周鳳翔に代えている。南史には 恪/司業謝徳溥補刊」に、七年は同様に祭酒胡尚英・司業王錫 次行の撰者の王禕等の官銜を削り、三年は「南京国子監祭酒侯 であるが、巻頭の第一葉が崇禎の補刻にあたる葉では、 補修」などの文字が添えられることがある。元史に著しいこと 補刻されることになった。明末では崇禎一・二・三・七・一○・ し、その間にしばしば印行されたから、それに応じてしばしば 一一年の補刊年記がみえ、「南廂周同補」「東廂侯補修」「両廂侯 万暦二十一史は清の嘉慶一〇年(一八〇五)まで版木 明朝は当時、滅亡の寸前にあったが、南京は李自成の乱の戦 その間にも右のような修・印が行われたらし 明祭酒王錫衮」とする例もある(巻一二)。 わずか一 首題の が

られる。

康熙年間(一六六二~一七二二)では、五・一二・二〇・二

府学に引継がれて保管され、 学校上)、南京国子監は廃されて、 や厳密には南監本とはいえなくなったが、二十一史等の版木は られた (江南通志巻八七 学校志 江寧府)。 とし、祭酒・司業以下を置いたが 清朝は順治元年に北京に入京し、ただちに明の国子監を太学 一六年から一八年にわたって全史 (清史稿巻一一二 選挙志一 同六年に江寧府儒学に改め したがって、もは

犖の重修廿一史序、江南等処学政提督の張泰交の序、

江寧府儒

治の郎廷佐の序に次いで、康熙四○年の江寧等処地方巡撫の宋

三九年の補刻は大事業でその葉数も多いが、史記の冒頭に順

て二七年に及んだ補修の際の印本である

郎廷左以外の序はすべて削除されて、新たに康熙修の序が加え 学教授朱模閲」のような二行がある。ただし、以後の修本には に大規模な補修事業が行われた。大倉集古館蔵の二十一史四七 る。また、 年の徐為卿・毛一麟・衛貞元の同じく重修廿一史序を列ねて 重修廿一史序を掲げるのをはじめとし、一八年の何可化・一六 冒頭の史記の首に一六年一○月望日付の江南江西総督郎廷左の 巻一・二・四一~四五)を欠くが、このときの印本であって、 冊は、漢書の大半(存巻九七~九九上)と後漢書の一部(欠 しばしば巻末に「順治己亥年八月十五日/江寧府儒

内庁書陵部蔵のもう一つの二十一史が、この二五年を中心とし 刷・製本・出版業者の参加のしかたも窺わせておもしろい。 戸易孫董陸貲刊」「書業儒堂陳綸貲刊」というのがあって、 している。これらのなかに、「装釘書戸董懋校正貲刊」「刷釘書 の知府以下教諭・生員らが捐資し、また版下を書いたことを示 巡撫をはじめ、江寧県・上元県・松江府・滁州・漂水など周 心下象鼻にあり、二五・六年のものは江南江西総督・江南安徽 二○年のものにはほとんど「江寧知府陳龍厳捐俸」の文字が版 五・二六・二七・三九 (四〇)・五五年の補刊記がみられ

史板、年久残欠、 学教授荊子邁の跋、 三九年であるが、 年記がなくともこれが存在する場合もある。 二行に刻されることも多く、陳書のように版心にまったく補刊 校」のように、右の官銜に監修官となっている者の校記がほぼ **塋は「……洪武時所刊廿一史版、順治己亥両江総督郎公修其漫** 督の陶岱以下、右の三名も含めた二○数名の官銜を連ねる。 各史の各巻の末にときに「康熙庚辰年江寧府/儒学訓導王奕章 (四○)四月、……」と補修の動機や経緯を述べている。 …計資則費一千四百両有奇、 張泰交は「……大中丞宋公邀飲陸子泉、 各史補字無算計。 今又四十余年矣。蟬鼠朽蠹、 これらによって至四○年逓修とすべきことが 欲糾同志輯而完之。 そして重修廿一史姓氏と称して江南江西総 時於始於庚辰(三九)五月、 各憲捐如其数、計書則梓四千頁有 ع 増多於昔、……」と、 談及南雍書。 補刊年記はすべて 荊子邁は「… 旧貯廿 竣於辛巳 また、

史五○○冊はもっとも遅い至嘉慶二年逓修本である。 所の同四 庫の中村敬宇旧蔵の二十一史六二○冊、東京大学東洋文化研究 が同時の印本で揃えられているものとは限らないが、 づつ補刻しては印行を続けていたようである。二十一史すべて 三・二四・五五・五七年、 康熙五五・五六年、 その後一○○年ほどの間には、 魏書 [九五冊は至乾隆二年逓修本であり、 (伝二九第九葉)、宋史 (伝一二二第一一葉)、元 雍正三・七・一二年、乾隆二・一六・二 嘉慶二年の補刊年記があり、 葉数はそれほど多くないが、 内閣文庫の二十一 嘉慶二年 静嘉堂文 わずか

中からは汲古閣十七史が刊刻され、

たようであるが、

原刻本の伝存はきわめて稀であるから、

明らかである。

史 捐」と刻されてい (紀三五第二一・二二 |薬) にあり、 いずれも「上元訓導毛藻

て触れられているが、李宗羲等編 ○年(一八○五)にこれらの版木が焼失し、南監二十 にもっとも詳しく 両県志 (二八巻 一二冊 の幕を閉じるのである。 これが管見の限りではもっとも新しい補刻であって、 清代後半の江寧府志の類にはほぼすべ 静嘉堂文庫蔵本による)巻八 同治一三年序刊の 上元江室 一史はそ 考 学校

調南監板二十一史也。 修、而郎廷佐序之。所 及吳天雨紀功碑燼焉。 (文爾堂)堂後為尊経閣孝・会典・通志諸書板。順治十七年馮如京重(文爾堂)堂後為尊経閣蔵国学十三経・廿一史・通鑑網目・通典・通 嘉慶十年二十八日尊経閣燬於火、

とあるものである。

を絶ったということである。 書・唐書は五○○年もの間、 きたものである。 清にかけての士人たちは努力して読みふけったのであろう。 ていたように、文面が汚れて読みづらい二十一史を、 たびたびの大きな補刻の際の序跋に常に漫漶が著しいといわれ っているから、明初刊の宋史・元史は四二〇年前後、 い宋書などで二一〇年の年月を、 嘉靖二十一史が発足して二七○余年、 個々にみれば、それぞれ最後まで原刻葉が残 その寿命の長さに驚くとともに、 刷られつづけてきて、ついに命脈 補修を繰返しつつ印行され 万暦刊本のもっとも遅 明末から 元刊の晋

る。明清の士人に歴代の歴史知識を与えたのはこの南監本二十 閣本が一般的になったのはむしろ南監本が滅びてからと思われ 史であったとして、 あながち過言ではあるまい。

北監二十一史

二月庚戌に設けられた(明太宗実録巻一七・明史選挙志)。 ように北監でも二十一史を刊刻した。版心の刊年が、 南監で万暦二十一史の編成が終盤にかかったころ、 北京国子監は、 永楽帝の即位の翌年(永楽元年・一四〇三) 後漢書 呼応する

終るから、前後一五年ほどを要したものであろう。 唐書の二二年(一五九四)に始って、北斉書・金史の三四年に 二十一史各史の刊行の順序は不同のようであり、史記にも最

さいの経緯を示さないが、版心上象鼻の右半にすべて「万暦」 初に完成されたらしい唐書にもまったく序跋の類がなく、

ここに奉勅重校刊とあるから詔勅が下って開始された事業であ が掲げられているから、 注者の銜名の次行に、校刊に当った国子監祭酒・司業らの官銜 十三年刊」のように刊年が入っており、また巻頭の首題と撰 神宗実録にそれがみえない。ともかく、この二十一史の 各史の刊年と担当者とはほぼわかる。

刊年が数年にわたるものも採ったが、 主たるも めの いほかは

暫掌国子監事・署国子監事・ 管国子監司業事

祭酒・司業の欄の右肩小字の 暫・署・管

は、

それぞれ

である。

刊年と祭酒らを表示する。

中交替の場合の後任者は備考欄に掲げた。

前漢書 万暦 年刊 25 26 劉応秋 劉応秋 祭酒 楊道賓 司業 巻83以下 巻川以下 祭酒 方従哲

史

24

方従哲

司業

楊道賓

三国志 後漢書 22 24 33 23 26 24 28 24 27 蕭雲举 方従哲 敖文禎 李廷機 李管 騰 芳 黄汝良 良 黄 汝 良 方従哲 方従哲 呉書 管司業事 周楊 如道 砥賓

宋 晋

南斉書 33 33 李署 蕭雲 方従哲

陳 梁

北斉書 33 24 34 25 李署李騰 芳 機 李騰 芳

29 方従哲 黄汝 良 31

楊道賓

蕭雲挙 楊道濱

巻41以下 巻71以下

管司業書周如砥祭 酒 黄汝良 方従哲

祭酒

敖暫 文禎 蕭良有 黄 汝 良 葉向高

唐 北 南 隋 周

書 \oplus 史 書 書

22 26 30

23 27

五代史

28

巻71以下

管司業事周如砥祭 酒 楊道賓

宋

27 方従哲 黄汚良

34

遼

ψ 中

33 34 李^署騰芳

4

巻55以下

祭酒

劉応秋

元史 2930 楊道賓、蕭雲拳 卷10以下 祭 酒、薰鐸拳 卷51以下 祭 酒、薰鐸拳 卷5以下 祭 酒、黄烟血

なり、殿版がこれに倣ったのである。

本等をほぼ統一している。史記にしても、諸序を史記索隠後序・補史記序・史記集解序の順に並べるが、丁付を史記索隠後序・補史記序・史記集解序の順に並べるが、丁付を東記索隠後序・補史記序・史記集解序の順に並べるが、丁付を東記索隠後序・補史記序・史記集解序の順に並べるが、丁付を東記索隠後序・補史記序・史記集解序の順に並べるが、丁付を東記索にしているから順序の変化は生じない。首題は大題を上にし、が示される。ただ後漢書の場合、続漢志を紀と伝の中間に入れが示される。ただ後漢書の場合、続漢志を記して成り、版心の刊本と記録は、対しているのである。

は、史記を例にとると次のように掲げられている。すなわち、首題とその次行以後の撰者・校刊の祭酒等の名

「史記巻一 五帝本紀第一

再用リンミ型とはWMT型リンド 唐諸王侍読率府長史張守節正義唐国子博士弘文学士河内司馬貞索隠宋 中郎 外 兵 参軍 河 東斐 駰集解漢 太 史 令 龍 門 司 馬 遷 撰

承 直 郎国子監司業臣楊道賔等奉皇明朝列大夫国子監祭酒臣劉応秋

を「史記巻一本紀 (葉次)」のように刻す。尾題は「史記口で、上象鼻の右半に「万暦二十六年刊」のように刊記を、題四・二ギン、毎半葉一〇行・行二一字・注文小字双行、版心は白行格等は、同じく史記の首葉では、 左右双辺(二一・九×一

巻一百三十終」。

その当事者が北監に転じて再び事業に当ってもいる。も南監で校訂を経て二十一史を刊刻したところであり、しかもれ京ではより以上に善本を得にくかったであろうし、ともかくの注の刪略は、ほぼ北監本に受けつがれている。当時、とくにれ京ではより以上に善本を得にくかったであろうし、ともかくれ京ではより以上に善本を得にくかったであろうし、ともかくれ京ではより以上に善本を得に当ってもいる。

の貢献は少くないと思われる。 劉応秋は一六~一九年に南京で司業として北史を刊行し、北劉応秋は一六~一九年に解酒として前漢書、二六年には史記を担当していて、この事業に積極的に働いたが、北監に管司業事となまは南監では祭酒馮夢禎を助けて二四年ごろ史記・三国志・魏良は南監では祭酒馮夢禎を助けて二四年ごろ史記・三国志・魏良は南監では祭酒馮夢禎を助けて二四年ごろ史記・三国志・魏良は南監では祭酒として前漢書、二六年には史記を担当してって宋書・北史・宋史・三国志・五代史を手がけている。それが二六~二八年と劉応秋を次ぐ時期であって、北監本への両名が二六~二八年と劉応秋を次ぐ時期であって、北監本への両名が二六~二八年と劉応秋を次ぐ時期であって、北監本への両名が二六~二八年と劉応秋を次ぐ時期であって、北監本への両名が二六~二八年と劉応秋を次ぐ時期であって、北監本への両名が二六~二八年と劉応秋を表している。

うである。反面、これらの題簽はそれぞれ数種があり、目録題るが、だいたいは二十一史それぞれに同時に印行されているよ水色の印刷題簽を粘り、なかには表紙とともに後補のものもあがらほとんど共通の形式の、あるいは「二十一史」の多くは薄史として揃っているのが特徴である。「史記」以下の各史別な北監本の伝存は南監本よりかなり少いが、その大半が二十一

ことを示す。

るを付すものもあって、二十一史が何回にもわたって刷られた

内閣文庫蔵でいまは各史ごとに分たれているが 昌 平坂学 問 内閣文庫蔵でいまは各史ごとに分たれているが 昌 平坂学 問 をない。

いて計四○○冊、数種の北監本を寄せあつめて揃えたもので、ち、陸心源旧蔵時の二十一史であると思われ、現在は宋史を欠公/不得盗賣盗買」印(二行と四行の二種)が捺されているかられるが、毎冊首に「帰安陸氏守先/閣書籍禀請/奏定立案帰られるが、毎冊首に「帰安陸氏守先/閣書籍禀請/奏定立案帰られるが、毎冊首に「帰安陸氏守先/閣書籍禀請/奏定立案帰

ので、部分の補刻はなかったから、これらの大半は巻単位で欠ので、部分の補刻はなかったから、これらの大半は巻単位で欠れた葉が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻された葉が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻された葉が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻された葉が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻された葉が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻された葉が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻された葉が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻された英が崇禎修である場合が少くなく、このときすでに原刻された葉が崇禎修本・康熙修本が入混っている。このうち、史原刻本・崇禎修本・康熙修本が入混っている。このうち、史原刻本・崇禎修本・康熙修本が入混っている。このうち、史原刻本・崇禎修本・康熙修本が入混っている。このうち、史原刻本・崇禎修本・康熙修本が入混っている。このうち、史原刻本・崇禎修本・康熙修本が入混っている。このうち、史

刷りも新しい。おそらく、 四・五だ。もの深いところに三箇所ある。料紙は白い開化紙で、 すぎて絹地だけの包背装を壊しているが、綴じめは背から四~ 細密な目録題簽(方一六・五ギ)が貼られてある。 裂の「遼史 かそれに準ずるものであろう。第一冊首の進遼史表の首半葉が 瑞鳥瑞雲文を織った密柑色の絹地で覆った厚い表紙に、 の遼史一二冊が白眉である。三九・一×二二・八秒の大型本で、 これら北監本のなかで、 巻二十」(第一冊のものは欠) のような印刷題簽と巻+2」(第一冊のものは欠) のような印刷題簽と 慶應義塾図書館蔵の田中萃一郎文庫 初印の特製本で、 内府に献上された 表紙が頑丈 同じ絹

ぶる厚手の奉書紙のような料紙に鮮やかに刷られている。 が他の晋書はせいぜい三四冊なのが八○冊になるほどに、 ものとさほど変らないが、やはり白紙で初印本と思われ、 ついで、神田喜一郎氏蔵の晋書八○冊がある。 装訂は一 般の

失われ、補写されている。

加えているものである。 た。ただ、毎巻頭をいささか雕りなおし、冒頭に上進表を付け ほどのことではなく、本文を補刻したところは発見できなかっ 見たところでは、 された。ただし、仔細な検討はいまだに怠っているが、一通り の康熙二五年(一六八六)の二度に、全史全巻が一括して補修 北京国子監刊二十一史は、 後の康熙修本でも本文の漫漶は甚しいという 明末の崇禎六年(一六三三)と清

て一一葉に及ぶが、それは「国子監祭酒呉士元等 崇禎六年の補刻本には、まず史記の冒頭にその上進表があ /欽奉/聖旨

> 表上/進者……」 にはじまり、「崇禎六年十一月二十九日/奉 拠奏書板修補已完具見/勤恪者該衙門刷印装潢/進/覧謹奉、 /聖旨覧進二十一史具見悃忱/該部知道欽此」と結ぶものであ

る。

に原刻のところで掲げた史記の巻頭を対比して挙げる。 はり小字ではめこむのである。文章ではわかりにくいから、 とへ、このときの祭酒呉士元と司業黄錦の奉旨重修の官銜をや 校刊の祭酒や司業らの官銜が各一行をとっていたが、 はここを雕りなおし、これを小字双行に割って半分に縮めたあ 各巻の首題とそれに続く撰・注者名の次行には、 原刻本で

一史記巻一 五帝本紀第

承 直郎 国子監司 業臣楊道賓等奉皇明朝列大夫国子監祭酒臣劉応秋 旨重修 承直郎司業仍加一級臣黄 皇明朝列大夫国子監勅重較刊 中郎太 諸王侍読率府長国子博士弘文学士河 外兵参 軍龍 **一祭酒** 泂 4 史張守節正義何内司馬貞索隱 東 裴 駰集解門司馬遷 撰 臣吳士元 錦等奉

唐唐

当然であるが、小字の末四行は二十一史の全巻に共通する。 刻はこの部分だけは二十一史にいっせいに行われたのである。 と司業黄錦の奉旨重修の官銜が全巻にあるから、崇禎六年の補 心上象鼻の刊年はすべて原刻のままであるが、右の祭酒呉士元 各史ごとに首題・撰注者・万暦原刻の祭酒と司業が異るのは

哲・司業黄汝良の名に誤られている。この北監本はふしぎなこ 両名の欄を作るために大字単行であったものを削って小字双行 というより彫りなおして終るのである。 に漫漶がめだちはじめ、結局、次の康熙修でもここだけ修補 とに原刻の後印本から本文はきれいなのにこの官銜の部分だけ は多いから混同し、南史巻四四にはこの本と無関係の祭酒方従 に雕りなおされるが、表に明らかなように原刻時の祭酒・司業 この場合、万暦の原刻の校刊者の祭酒や司業の名は、 崇禎の

が、崇禎修の二十一史としてきわめて数少いものである。 いて四七〇冊、北史の一部に原刻本を混えているようである 内閣文庫蔵の旧高野山釈伽文院本は、漢書の一部と元史を欠

など冒頭だけ次のように改め、他の大半の巻首は三行を空行の たってすべて削りとられる。そして、各史とも目録首と巻一首 なおされた万暦と崇禎の祭酒と司業の官銜が、各史の全巻にわ な補修が行われた。巻頭に近い三行の前回の崇禎のときに彫り 清の康熙二五年(一六八六)に至って、再び同じよう

あったからである。

康熙二十五年国子監祭酒臣常錫布祭酒加一級臣翁叔元司業 司業加一級臣達鼐司業臣彭定求学正臣王黙典籍臣程大畢奉

ままに残してある。

まま残し、 旨重校修 目録首は右のように改め、巻一首からは三行空行と 例えば漢書は、 漢書叙例の首は崇禎修のものをその

いう不統一、不徹底である。

まったく白口になるが、ただしこれも杜撰で、稀に万暦の年記 だけ「康熙二十五年重修」の八字に代えている。 また、版心上象鼻の万暦の刊記もすべて削り、 毎巻の首葉に 第二葉以後は

至今猶存」とある(図書館学季刊 なお、王重民 史記板本和参考書 に、「其版康熙間修補 内閣文庫に二十一史 五〇〇冊がある。 — | 四

が残されている。

一九二六年)。

史記三本の注について

前述の南監二十一史のうち、晋書や唐書は一貫して元刊本が

解・索隠・正義の三注合刻本であるが、いかに史記は需要が多 年、万暦三年、同二四年と実に三度も改版された。いずれも集 用いられて遂に新雕されなかったのと対照的に、史記は嘉靖九 いとはいえ、このように雕りなおされたのは三家の注に問題が

が、また集解と同文らしいところに「索隠註同」と書かれる場 然で、黄善夫本にすでに正義の省略が行われているわけである あり、とりわけ第二の万暦三年版にそれが甚しい。当初は別 合があるが、南監本はいずれもこれを大胆に押し進めたもので に施された三注を合わせれば、 に始るが、これに較べると南監の史記は三本とも大量の删略が 三注合刻本は現存本に見るかぎりでは南宋慶元中の黄善夫本 重複、煩雑の箇所が出るのは当

は省略がないが、万暦三年版は集解序の索隠・正義をすべて略分野の史記諸序は三本にすべてあり、この本と万暦二四年版に別索隠後序・補史記序・史記正義序・史記正義論例諡法解列国記索隠後序・補史記序・史記正義序・史記正義論例諡法解列国記索隠後序・補史記序・史記正義序・史記索隱序・史記索隱序・史記索に下・史記索に下・史記索に下・史記索に下・史記索に下・東のといいが、万暦三年版は集著にあったように嘉靖七年の沈麟まず、嘉靖版は南雍志経籍考にあったように嘉靖七年の沈麟

してしまう。

三年版よりは善いものの、万暦二四年版と北監本にもなお誤脱付す三国志でさえ、宋元刊本に較べてかなり劣っていたことか付す三国志でさえ、宋元刊本に較べてかなり劣っていたことからも (宋元刊三属志および晋書本)、ある程度それは類推される。賀次方を、万暦二年版がとくに劣ることを北監本の項で例示し(頁一七四万暦三年版がとくに劣ることを北監本の項で例示し(頁一七四方暦三年版がとくに劣ることを北監本の項で例示し(頁一七四方暦三年版がとくに劣ることを北監本に終酒馮夢禎の校記を監本はあまり評価をえておらず、毎巻末に祭酒馮夢禎の校記を監本はあまり評価をえておらず、毎巻末に祭酒馮夢禎の校記を監本はあまり評価をえておらず、毎巻末に祭酒馮夢禎の校記を監本はあまり評価をえておらず、毎巻末に祭酒馮夢禎の校記を

正義為尤多、全刪八百三十七条、節刪一百五十七条

ていたが、大字本の刊刻に際して所蔵の二本に依拠したであろこの本を大字として、他に中字と小字の二本のあることを記し

が少くないということである。

谷か」という張邦奇らの序跋もなくて明らかでない。
 谷か」という張邦奇らの序跋もなくて明らかでない。
 谷か」という張邦奇らの序跋もなくて明らかでない。
 谷か」という張邦奇らの序跋もなくて明らかでない。
 谷か」という張邦奇らの序跋もなくて明らかでない。
 谷かに越える数るものを省くことは確かであるが、これは黄善夫本以来の元明刊の番号を寄せると三二四あるが、これは黄善夫本以来の元明刊の番号を寄せると、住間四分の一を略している。内容の重複するものを省くことは確かであるが、これは黄善夫本以来の元明刊の番号を寄せると、全間一九四九、節删三一四、計二二六三とれた合わせると、全間一九四九、節删三一四、計二二六三の番号を寄せると、全間一九四九、節删三一四、計二二六三の番号を寄せると、全間一九四九、節删三一四、計二二六三の番号を寄せると、全間一九四九、節删三一四、計二二六三の番号を寄せると、全間一九四九、節删三一四、計二二六三の番号を寄せると、全間一九四九、節删三一四、計二二六三の番号を寄せると、全間一九四九、節制三一四、計二二六三の番号を寄せると、全間一九四九、節制三一四、計二二六三の番号を寄せると、全間一九四九、節制三一四、計二二六三の番号を寄せるとは、

こ、 巻尾の太史公日の 「孔子所伝宰予問五帝徳及帝繋姓」の 正義 巻尾の太史公日の 「孔子所伝宰予問五帝徳及帝繋姓」の 正義 しかしそれでいて、黄善夫本以来のものであるが、五帝本紀

二書非経恐不是聖人之言故或不伝学也(前略)五帝徳及帝繁姓皆大戴礼文及孔子家語篇名漢儒者以

時儒者以為非聖人之言故多不伝学也五帝徳帝繫姓皆大戴礼及孔子家語篇名以二者皆非正経故漢とあり、続く「儒者或不伝」の索隠がすでに、

南雍志はこの史記の成立直後の南監所蔵二十一史を列挙し、去り、同二四年版は無批判にもこの通り復活されている。因みに南監本では、万暦三年版はこの両注ともきれいに取殿版から先掲の正義が削られて、整った形で校点本に至ってい殿版から先掲の正義が削られて、整った形で校点本に至ってい

なりにくい。また、 と索隠の二注本であると思われるから、ここでは考慮の対象に とみられるが、いまのところ現存本が確認されず、しかも集解 儒学梓とあるから、元大徳九年饒州路儒学刊の一○行二二字本 **うとは十分に考えられることである。しかし、中字本は集慶路** 小字本というのが具体的にどの本を指すか

も特定できない。

治九年金陵書局刊本から校点本と連る近本とはやや相違する。 三家の注文はいずれもまったく同じ系統にあり、武英殿版・同 ないしはそれに準じて翻刻したが、これらもその連絡はない。 | 慶沢王延喆と金台王諒 (柯維熊校) が前後して黄善夫本を覆刻 翁本の三注の删略が南監本に連るという痕跡はみられないので 隠・正義の一部が逆に南監本に残っている例があるから、彭寅 略す南監本とは大きく異る。その上、彭寅翁本に節略された索 記には刪略が皆無で黄善夫本とまったく変らず、一〇〇条余を 条を挙げている(史記書録 頁一一五~七)。しかし、五帝本 文献学的研究 頁一五二~三)、賀次君氏は周本紀に実に八三 孝武本紀からその一○例を示し(史記会注考証校補 九 注に删略があるといわれているが、水沢利忠氏は項羽・孝景 を次ぐものとしては、元の至元二五年(一二八八)彭寅翁刊本 (一〇行二一字) がある。経籍訪古志以来、この本にもまま三 現存本からいえば、三注本として南宋黄善夫本(九行一八字) ただし、節略の多少の差はあれ、黄善夫本以来これら各本の また、南監嘉靖版にわずかに先立って嘉靖四→六年に、 史記之

賀次君説では、張邦奇らが古本を求めて礼部に阻まれ(日知

無根核之深、

不能有所発明、

董欲学者伝訓故而巳。校成部

録、 頁一五〇)。 しかし、 右のように黄善夫本系の三注本に依拠し 漏が多く、校訂も不精、訛舛が甚しい、とされる(史記書録 洞書院刊本とに拠らざるをえなかったために、索隠・正義に脱 よって煩雑な三注の整理を行った可能性が濃いとみられる。 略本がないという限りでは、張邦奇・江汝璧らが自身の見解に たことは明らかであり、かつ、彭寅翁本のほかに先行の三注刪 善本を得られないで坊本と集解本の正徳一〇年江 西白 鹿

評語が挿入される。これについて校訂者の祭酒余有丁が、 下の三注が大胆にさらに省かれ、代りに数は少いが宋元明人の が消え、三皇本紀の注の一部も略されている。そして、巻一以 諡法解列国分野に続けて二格を低し、次のようにいう。 けになり、史記正義論例諡法解列国分野でもわずかに双行の注 裴駰の集解序の索隠・正義がすべて削りおとされて本文だ 闕遺、極更詳釈、間刺経伝及衆家往牒中語、即当代学士大 若邑里沿革、氏爵異同、音釈当否、顓門分路、各自名家、 并楮大竄入、後人謬増、悉為条正、不至差爽、極知謭薄、 夫所評隲者、皆掇拾之、而稍以猥見続廁其末。 周先生、各取一編、手自排纘、删繁剔冗、互正睽違。 或乃離析本文、隔其篇什、至使局界莫弁、句韻靡通。 国学故蔵史記久、乃曼漶不可読。余病之、将付梓人。而尤 昔人所為伝註、言人人殊、不無瑕纇、且多複語蕪辞; 因与

る。

ところがこの删略が、次の万暦三年刊本にいっそう甚しくな

七嗜竹素、而諸学官参対者、得具列左方云。四明余有丁志使者劉君捐、所部贖鍰若干為梓直、劉君名維、通覧記書、

(監丞 沈奎燦 以下一一名の官衡) (監丞 沈奎燦 以下一一名の官衡)などの諸書を引いて、巻一で二三条を新たに補う。

けて文中に挿入するのも適切ではない。

疏・蔡沉伝・尚書大伝と称して尚書に関して引用するものが多一一方、新たな増補の部分は、三代については尚書・書伝・書

釈はもっとも多くてほぼ全巻に及ぶ。

釈はもっとも多くてほぼ全巻に及ぶ。

釈はもっとも多くてほぼ全巻に及ぶ。

釈はもっとも多くてほぼ全巻に及ぶ。その後にはとりたてて引用するのが多いかという程度である。劉勰・柳宗元・李善らの用するのが多いかという程度である。劉勰・柳宗元・李善らの用するのが多いかという程度である。劉勰・柳宗元・李善らの用するのが多いかという程度である。劉勰・柳宗元・李善らの用するのが多いかという程度である。劉勰・柳宗元・李善らの用するでは、当れている。その後にはとりたてて引用する、とりわけ孔安国伝がめだつ。その後にはとりたてて引用する、とりわけ孔安国伝がめだつ。その後にはとりたてて引用する。

上などに掲げるならともかく、三注と同様にあるいはそれに続効果は乏しく、とくに余有丁の按語にその傾向が強い。別に眉変われる。しかし、これらは三注とはかなり異質のもののよう窺われる。しかし、これらは三注とはかなり異質のもののようを荷っていることが、形式と評者の顔ぶれとの双方から十分にを補入して刊行することが流行した、その一翼省略し、これらを補入して刊行することが流行した、その一翼

ようにいう。 れたもので、首の祭酒馮夢禎の 南京国子監新鐫史記序 に次のれたもので、首の祭酒馮夢禎の 南京国子監新鐫史記序 に次の万暦二四年の第三版は右の本の行過ぎの是正のために改雕さ

鉅麗。自晋徐中散、広始考異、同作音義、引而伸之、代不齢未備之休裁。……雖班氏而下代有褒弾、而六籍以来最為……太史公学渉六家、途経万里、猟百代未収之聞見、剏千

高明之体。 無不家伝而戸誦。然競為割裂、妄著題評。坐井闚天、詎尽 嗣鳴大雅詩、与三唐方駕文、将二漢斉鑣、以故遷書与杜詩、 蓋通塞互存、 乏人。至裴駰集解、 今校刻一遵旧文。…… 人之細故。咄彼銅臭、 有所長、世安得廃。我朝弘治君子、首倡英風、近代通人、 画虎類狗、 **瑕瑜相蔽。俱史家之娣姪、信龍門之忠臣、彼** 小司馬索隱、張守節正義、尤為較著 胎兹木災、**覆**瓿猶寬、投燄非虐、故 熟窮彪炳之姿。等小児之無知、豈達

ぼ同様である。 相当に手厳しいが、続く司業黄汝良の 南雍重刻史記序 もほ

二四年版に見られるのである。

校響、重加鋟梓。 増以己意、更加題評、斑窺弋獲、並列殺青、使観者意緒断 此参詳、後先互証。 藉津筏而済溟渤。 ----裴駰・司馬貞・張守節之倫、註音釈義、捜隠窮奇、 以此傳彼、斯為汰矣。監本旧有史記、間載題評、 精神瞀乱。 多所删割。裒益之義、未協厥中、兼以歳久糢糊、 大司成橋李馮先生、 夫肌骸足体、何取駢枝、渾沌無門、豈当馨 題評新語、 羽翼之功、于是為大。近時学士大夫、 然後読是、 来蒞南雍、 雖愛而必捐、註釈旧文、雖多 史者得絲景緯、以歩蒼旻、 嘆其闕事、遂手自 而於 73 彼

らこの改訂に努力したことを述べる。しかし、この第三版は、 題評を加えることを難じるとともに、後者は祭酒馮夢禎みずか 毎半葉一○行・行二一字・注文小字双行二一字の前二者と行格 ともに史記を称え、三注を重んじて、これを省略して近人の

> が、とくに短い孝景本紀では嘉靖版で删略された注がほぼ黄善 嘉靖版の刪略がそれほど甚しくないが、やはりその大半が万暦 のを、万暦二四年版は三一条まで復活させている。孝武本紀は の三注は九〇条ほどあるが、嘉靖版がそのうち三三条を略した 夫本と同じ形に復活され、孝武本紀もそれに準ずる。孝景本紀 で、だいたいは三注の删略はそのまま受けついでいる。 めているものの、内容は正文・注文とも嘉靖版に戻しただけ を異にして、一〇行・二二字・注文小字双行二七字とかなり詰 しかし、本紀についてみると、呂后本紀では右の通りである

思しい文字の異同がみられるものの、三注の省略も孝景・孝武 じているが、字詰めは変らず非常に対照しやすい。稀に誤刻と に、北監本は二行を取ったために、各葉ごとに一行のずれを牛 だ、巻首の祭酒と司業の銜名を嘉靖版は両名を一行に収めたの るが、とくに嘉靖版を底本とした。行格がまったく同じく、 に刊刻され、二十一史ともども南監本に依拠したのは当然であ 北京国子監本の史記は、これよりわずかに遅れて万暦二六年

本紀についてみると嘉靖版の方に一致するのである。

して北史の刊刻に当っていた。

なお、

担当の祭酒劉応秋は、

一〇年たらず前に南監で司業と

英殿版、さらにはわが古活字版など後世の史記版本にはほとん このような南監嘉靖版以来の三家注の省略は、史記評林や武

われ、それが嘉靖版に拠らせることになったのであろう。

防式から推して嘉靖版より遅れ、万暦二四年には先行すると思
情に司馬遷と注の三家の銜名に続けて「大明巡按広東監察御史
・ 対点を刻すのは万暦三年版に似るが、三注は北監本と同じく嘉
・ 場下約重修」の一行がある。双辺・九行・二一字本で、正文に
・ 張守約重修」の一行がある。双辺・九行・二一字本で、正文に
・ 張守約重修」の一行がある。双辺・九行・二一字本で、正文に
・ 張守約重修」の一行があるが、他には広東監察御史刊本に

て、正文は南監本を底本としていても別の立場をとる。いては評林を除いてこれらはその大半またはすべてを略してい流行し、万暦三年版にはややその傾向がみられるが、三注につ評・測議などのように、近人の評釈を主に眉上に掲げるものが語・測議などのように、近人の評釈を主に眉上に掲げるものが

ä

(1) 西湖書院については、清乾隆四九年序刊の杭州府志が(1) 西湖書院については、清乾四九年序刊の杭州府志を 本丁氏翻刻本による)、万暦七年序刊の万暦杭州府志を 林丁氏翻刻本による)、万暦七年序刊の万暦杭州府志を がれもほぼ同文で、宋の太学がその滅亡によって元の至 ずれもほぼ同文で、宋の太学がその滅亡によって元の至 ずれもほぼ同文で、宋の太学がその滅亡によって元の至 がいるが、嘉靖二八年序刊の仁和県志(光緒一九年武 が、東京については、清乾隆四九年序刊の杭州府志が

史記書録(商務印書館

一九五八年)の正徳一〇年江

ほぼ次のようにいっているという。 祭酒呉節の普泰四年(一四五三)の南監本史記序があり、 祭酒呉節の普泰四年(一四五三)の南監本史記序があり、 江西按察司僉事田汝耔の刻史記序に次いで、南京国子監 「頁一四九~五〇)の項に、 白鹿洞書院刊本の首に提学 西白鹿洞書院刊本(頁一二七~九)と南監嘉靖九年刊本

この序を賀氏はあるいは補史記序、刻史記序とも称すたの序を賀氏はあるいは補史記序、刻史記序とも称すれ、亦不少。大司寇楊公彦謐、政暇閲而惜之、因捐俸刊補、亦不少。大司寇楊公彦謐、政暇閲而惜之、因捐俸刊補、亦不少。大司寇楊公彦謐、政暇閲而惜之、因捐俸刊補、亦不少。大司寇楊公彦謐、政暇閲而惜之、因捐俸刊補、亦不少。大司寇楊公彦謐、政暇閲而惜之、因捐俸刊補、亦不少。大司寇楊公彦謐、政暇閲而惜之、因捐俸刊補、亦不少。大司寇楊公彦論、政暇閲而惜之、因捐俸刊補、亦不以兼方計者に入る。

この序を賀氏はあるいは補史記序、刻史記序とも称するが、右の文を読めばこれはまさに補刻史記序であって、るが、右の文を読めばこれはまさに補刻史記序であって、おごし、史記書録の記事にも疑問が多く、白鹿洞書院ただし、史記書録の記事にも疑問が多く、白鹿洞書院ただし、史記書録の記事にも疑問が多く、白鹿洞書院ただし、史記書録の記事にも疑問が多く、白鹿洞書院ただし、史記書録の記事にも疑問が多く、白鹿洞書院ただし、史記書録の記事にも疑問が多く、白鹿洞書院ただし、史記書録の記事にも疑問が多く、白鹿洞書院ただし、史記書録の記事にも疑問がある。場撃、字は彦諡の中字本を、楊彦諡の中字本を、楊彦諡の中字本を、楊彦諡の中字本を、明史記序とも称するが、右の文をであるいは補史記序、刻史記序とも称するが、右の文を質氏はあるいは補史記序、刻史記序とも称するが、右の文をである。いずれも嘉泰四年の序の年代を

とこの呉節の撰するところであるが、それを補った梅窓い。とくに、次節の冒頭にいうように、南雍志はもともはみえず、台湾の中央研究院歴史語言研究所善本書目にはわからないが、少くとも後者を見ないと 発 言で きなはわからないが、少くとも後者を見ないと 発 言できなはわからないが、少くとも後者を見ないと 発 言できなはわからないが、少くとも後者を見ないと 発言研究所善本書目には集解示さないで、民国二三年の北平図書館善本書目には集解

- (3) 万暦版となった後漢書、唐書、宋史、金史、元史には(3) 万暦版となった後漢書、唐書、宋史、金史、元史には、この本では欠葉であったものを、後に他本から補っは、この本では欠葉であるが、蓬左文庫本にはそれがまがない。ただし、唐書巻二一第一四葉の万暦二六年修葉だない。ただし、唐書巻二一第一四葉の万暦二六年には、3) 万暦版となった後漢書、唐書、宋史、金史、元史には、3) 万暦版となった後漢書、唐書、宋史、金史、元史には、3) 万暦版となった後漢書、宋史、金史、元史、元本のである。
- (5) 周書五○巻一○冊は、いま大東急記年文庫の所蔵であ年・一六五○~一七○○)の購書であることを示す。 (4) 尾張徳川家第二代光友の藩主時代(慶安三~元禄一三
- (6) 鄭晓は嘉靖三九年、宰相の厳嵩に悪まれ、免官して郷里(6) 鄭晓は嘉靖三九年、宰相の厳嵩に悪まれ、免官して郷里

七)。 なお、 海塩県図経一六巻 明胡震亨等撰 天啓四年

て (五条)。

(7) 満文も二行で、和田博徳教授の示教によれば、万暦三五年刊、内閣文庫および尊経閣文庫蔵本による。序刊、 重刻鄭端簡公年譜一○巻 明鄭履淳撰 鄭心材校

「baita be Kadalara guwan fang 事を管轄する 関 防

順 天 の 等の 府の 学校の

北監本の完本を調達しにくかったのであろう。と捺され、隋書・遼史には取合された双方にある。すなに捺され、隋書・遼史には取合された双方にある。すなとあって同文である。この印が原刻本と崇禎修本の双方

(8) 武英殿版の史記巻一考証には、

とある。なお、張文売 校刊史記集解索隠正義 も、司策帝徳帝繫姓皆大載礼云々複見於此標作正義今删孔子所伝宰子問五帝徳及帝繫姓〇監本誤将下文索隠五

此下原衍「五帝徳」云々四十字、乃索隱文、官本無。に正義の方を とある。なお、張文虎 校刊史記集解索隠正義 も、同様

(9) 水沢氏の彭寅翁本欠の挙例のうち南監本 に存 するも

としている。

間の正義八条のうち彭寅翁本が節略する 箇所のすべ同「居数月引兵攻亢父」から「西略地至雝丘」までの……」の三一字。

同「(宋義日) 夫搏」の索隠「張晏云搏音博」。

の索隠正義三条(第一の索隠の「芋」については「王 「(項羽日)士卒食芋菽」から「非社稷之臣」の間

砌日……」の一一字だけ)。

箇所のすべて(三条)。 固」までの集解・正義六条のうち彭寅翁本が節略する 同「章邯軍棘原 項羽軍漳南 相持未戦」から「竟斬陽

孝景本紀三年「立楚元王子平陸侯礼」の索隠一条。

うち、筆者担当の 漢籍史部正史類 の一部である。それぞれ数 百冊におよぶ二十一史の閲覧に便宜をはかられた所蔵各位とも 「国書並漢籍総目録の編纂―その緒業としての部門別目録―」の この調査研究は、五三~五五年度トヨタ財団の助成による

ども、そのご厚意に謝意を表する。